

特定非営利活動法人かがやき 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人かがやきという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を徳島県徳島市新南福島一丁目4番29-2号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子どもと保護者など地域住民に対して、安心して過ごせる居場所を提供することに関する事業を行い、遊び、学び、ふれあいを通じて笑顔と成長の機会を創出することにより、地域社会の共生と健全な発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 災害救援活動
- (5) 地域安全活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 子ども向けイベント・体験活動の企画事業
- ② 親子の居場所づくり事業
- ③ 保護者支援、相談対応事業
- ④ 教育支援（英語文法学習等）事業
- ⑤ 地域住民、企業、行政との協働事業
- ⑥ 子ども食堂事業
- ⑦ 情報発信・啓発活動（SNS・リーフレット・講演会・相談会等）事業
- ⑧ 成人の居場所づくり事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法を

もって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡

- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会の議決を経て選定された者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	大 北 瑞 希
副理事長	大 北 篤 志
理事	三 宅 里 美
同	伊 内 秋 夫
同	家 神 記志子
監事	畦 内 まな美
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員	1,000円
	賛助会員	3,000円
(2) 年会費	正会員	一口 2,000円
	賛助会員	一口 10,000円

役 員 名 簿

特定非営利活動法人 かがやき

役職名	氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	大北 瑞希		有
副理事長	大北 篤志		無
理事	三宅 里美		無
理事	伊内 秋夫		無
理事	家神 記志子		無
監事	畦内 まな美		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

近年、子育てを取り巻く環境は大きく変化し、地域社会の中で孤立を感じる保護者や、発達に特性のある子どもたちが安心して過ごせる場の不足が深刻な課題となっています。私たちは、こうした現状に対し、地域に根ざした「親子の居場所づくり」を通じて、誰もが安心して子育てできる社会の実現を目指したいと考えました。

この居場所は、単なる遊び場や託児所ではなく、親子が共に過ごし、交流し、支え合える「第三の居場所」として機能することを目指します。特に、発達に課題を抱える子どもやその保護者が孤立せず、地域の中で共に育ち合える環境づくりを重視しています。

このような活動を継続的かつ公共性を持って展開するためには、社会的信頼と法的基盤が不可欠であると考え、特定非営利活動法人（NPO 法人）としての法人格を取得することを決意しました。NPO 法人として活動することで、行政や地域団体との連携が可能となり、助成金や寄付などの資金調達も含め、持続可能な運営体制を構築することができます。また、非営利であることを明示することで、活動の透明性と公共性を担保し、地域社会に対する説明責任を果たすことができます。

現在は団体としての活動実績はありませんが、代表者が地域の保護者と対話を重ねる中で、子育て家庭が求める「安心できる居場所」の必要性を実感しました。

クラウドファンディングでは、活動開始前にもかかわらず多くの支援と応援メッセージが寄せられ、「このような場が地域に必要だ」との声が集まりました。これらの声を確かな形にするため、制度的な運営基盤を整え、法人としての活動を開始する準備を進めています。

2 申請に至るまでの経過

令和3年	子どもの居場所の大切さ実感
令和7年6月	会員間で法人化の意思確認
令和7年7月	会員間で勉強会実施
令和7年8月	発起人会開催
令和7年10月	設立総会開催

7 年 10 月 24 日

特定非営利活動法人かがやき
設立代表者（氏名）

大北 瑞希

令和7年度事業計画書

令和7年法人設立の日から 令和8年 3月 31日まで

特定非営利活動法人 かがやき

1. 事業実施の方針

「親子の居場所づくり」という方針で事業を実施します。

設立初年度はふれあいの場づくりの事業を確実に行うことを目標にします。またこの事業を適切に行うための体制を整えることに努めます。事業を多くの方に知っていただくため SNS、広告等で情報発信を行います。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出 見込額 (千円)
子ども向け イベント・体 験活動の企 画事業	ふれあいの場づ くり	年2回	県内	10名	県民を対 象(30名)	20千 円
親子の居場 所づくり事 業	オンライン、対面 による相談	随時	事務所 ・公民 館	2名	30名	0円
保護者支援、 相談対応事 業	育児相談、発達支 援相談	随時	各施設	2名		10千 円
教育支援(英 語文法学習 等)事業	今年度は実施な し					
地域住民、企 業、行政との 協働事業	今年度は実施な し					
子ども食堂 事業	今年度は実施な し					

情報発信・啓 発活動（SNS ・リーフレッ ト・講演会・ 相談会等）事 業	リーフレット作 成、SNS等を利用 した情報発信	随時	事務所 、オン ライン	5名	1000 名	20千 円
成人の居場 所づくり事 業	今年度は実施な し					

令和8年度事業計画書

令和8年 4月 1日から 令和9年 3月 31日まで

特定非営利活動法人 かがやき

1 事業実施の方針

「親子の居場所づくり」という方針で事業を実施します。

今年度もふれあいの場づくりの事業を着実に実施することを目標とします。事業の適切な運営のため、引き続き体制の整備に努めます。またより多くの事業を知っていただけるよう、SNSや広告等を活用した情報発信を継続して行います。

さらに相談事業や居場所づくり事業についても昨年度に引き続き重点的に取り組みます。地域連携を一層深め地元の保育園、学校、福祉団体との協働を推進し、共に支え合う地域づくりを目指します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出 見込額 (千円)
子ども向け イベント・体 験活動の企 画事業	ふれあいの場づ くり	年4回	徳島県 内	10名	県民を対 象(100 名)	120 千円
親子の居場 所づくり事 業	オンライン、対面 による相談	随時	事務所 ・公民 館	2名	30名	50千 円
保護者支援、 相談対応事 業	育児相談、発達支 援相談	随時	各施設	2名		20千 円
教育支援(英 語文法学習 等)事業	今年度は実施な し					
地域住民、企 業、行政との 協働事業	その他行政との 協働による相談 事業	年3回	市役所 ・サロ ン等	5名	30名	30千 円
子ども食堂 事業	今年度は実施な し					

情報発信・啓 発活動（SNS ・リーフレッ ト・講演会・ 相談会等）事 業	SNS、リーフレッ トを用いて情報 発信	随時	事務所 ・オン ライン	5名	2000 名	100 千円
成人の居場 所づくり事 業	今年度は実施な し					

令和7年度 活動予算書
 設立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人かがやき
 (単位: 円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取入会金	12,000		
正会員受取会費	24,000		
賛助会員受取入会金	0		
賛助会員受取会費	0	36,000	
2 受取寄附金			
受取寄付金	0	0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4 事業収益			
物品販売収益	0	0	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計 (A)			36,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
印刷製本費	10,000		
通信運搬費	10,000		
消耗品費	0		
賃借費	20,000		
備品費	10,000		
材料費	0		
広告宣伝費	0		
その他経費計	50,000		
事業費計		50,000	
2 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		

人件費計	0		
(2)その他経費			
旅費交通費	0		
通信運搬費	0		
消耗品費	0		
事務用品費	0		
備品費	0		
支払手数料	0		
会議費	0		
減価償却費	0		
雑費	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計（B）			50,000
当期経常増減額（A－B）			-14,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
.....			
経常外収益計（C）			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正益			
.....			
経常外費用計（D）			0
当期正味財産増減額（E）＝（A－B）＋（C－D）			-14,000
設立時正味財産額（F）			30,000
次期繰越正味財産額（E＋F）			16,000

令和 8 年度 活動予算書
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

特定非営利活動法人かがやき
(単位：円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取入会金	0		
正会員受取会費	24,000		
賛助会員受取入会金	30,000		
賛助会員受取会費	100,000	154,000	
2 受取寄附金			
受取寄付金	200,000	200,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	200,000	200,000	
4 事業収益			
イベント参加収益	50,000	50,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計 (A)			604,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
印刷製本費	40,000		
通信運搬費	0		
消耗品費	20,000		
会場費	80,000		
備品費	80,000		
材料費	40,000		
謝金	60,000		
広告宣伝費	0		
その他経費計	320,000		
事業費計		320,000	
2 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	120,000		
給料手当	0		
法定福利費	0		

福利厚生費	0		
人件費計	120,000		
(2)その他経費			
印刷製本費	5,000		
通信運搬費	12,000		
消耗品費	0		
事務用品費	0		
備品費	10,000		
支払手数料	0		
会議費	10,000		
減価償却費	0		
雑費	0		
その他経費計	37,000		
管理費計		157,000	
経常費用計 (B)			477,000
当期経常増減額 (A - B)			127,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
.....			
経常外収益計 (C)			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正益			
.....			
経常外費用計 (D)			0
当期正味財産増減額 (E) = (A - B) + (C - D)			127,000
前期繰越正味財産額 (F)			16,000
次期繰越正味財産額 (E + F)			143,000